

平成17年度随時監査（小修繕）の結果に基づき講じた措置
（監査対象：みなと総局・交通局）

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(1)契約に関する事務について 緊急対応処理の理由書 緊急対応処理の場合、緊急性の理由及び業者選定の理由を明確にする必要があるにもかかわらず、記録を残していない事例が見受けられた。 適正な事務処理を行うべきである。 （みなと総局経営部経営課）</p>	<p>みなと総局では、「小修繕審査委員会」を設置しており、同審査会での選定業者を緊急時の請負業者としている。 また、平成17年度からは、緊急時以外は3社以上の見積りとしている。 上記事項について、平成18年5月12日の課内会議で周知徹底を行った。</p>	措置済
<p>(1)契約に関する事務について 緊急対応処理の理由書 緊急対応処理の場合、緊急性の理由及び業者選定の理由を明確にする必要があるにもかかわらず、記録を残していない事例が見受けられた。 適正な事務処理を行うべきである。 （交通局電気システム課） （交通局地下鉄車両課）</p>	<p>緊急対応処理については、緊急性の理由及び業者選定理由を明確にするため、4月5日に書式を作成し、関係職員に周知した。</p>	措置済
<p>発注の方法 駅舎等の給排水故障修繕に際し、発注に関する依頼書等を省略し、業者による1箇月分の作業報告をもって数件の修繕を清算している事例が見受けられた。 発注は適正に行うべきである。 （交通局地下鉄運輸サービス課）</p>	<p>発注した事項を記載するよう3月28日の文書で周知徹底を行った。</p>	措置済
<p>(2)内容に関する事務について 工期の設定 消火設備の補修に際し、4箇月の工期を設定していたが、2箇月で作業が完了していた事例が見られた。 適切な工期設定を行うべきである。 （みなと総局神戸港管理事務所営繕課）</p>	<p>今後、補修を行う場合の工期については、仕様内容に十分注意して設定していく。 上記事項について、平成18年3月15日の課内会議で周知徹底を行った。</p>	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(2)内容に関する事務について 履行期限の変更 見積もり合わせによる業者決定後、現場詳細調査の結果、追加作業が発生し、工事期間を延長して施工されたが、履行期限の変更をしていなかった事例が見受けられた。 適正な事務処理を行うべきである。 (交通局地下鉄運輸サービス課)</p>	<p>施工の前に履行期限の変更を行うなど、適正な事務処理に努めるよう3月28日の文書で周知徹底を行った。</p>	<p>措置済</p>
<p>(3)積算に関する事務について 経費の内容 調査費、高所作業車の費用等を経費の一部として1式計上されていたが、個々に計上すべき事例が見受けられた。 経費の積算は適正にすべきである。 (みなと総局神戸港管理事務所営繕課)</p>	<p>今後、それぞれの項目で計上していく。 上記事項について、平成18年3月15日の課内会議で周知徹底を行った。</p>	<p>措置済</p>
<p>(4)履行に関する事務について 作業経過の記録 クーラーの修繕に際し、契約後に主要部品であるコンプレッサの不具合が見つかり取替を行ったが、その清算に関する記録が残っていない事例が見受けられた。 記録を残すべきである。 (交通局地下鉄車両課)</p>	<p>今後記録を残すように、4月5日の文書において、担当職員に周知徹底を行った。</p>	<p>措置済</p>
<p>(5)検査に関する事務について 写真の撮り方 履行確認及び施工記録のため写真を受取っていた。 しかし、作業した場所と違う写真を受取っていた事例が見受けられた。 履行確認は適切に行うべきである。 (交通局地下鉄車両課)</p>	<p>今後適切に履行確認をするよう4月5日の文書で担当職員に周知徹底した。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(5)検査に関する事務について 請負代金支払の遅延 請負契約約款によると、請負代金は請負人の請求後 30 日以内に支払うことになっているにもかかわらず、遅延している事例が見受けられた。</p> <p>支払に係る手続は適正に行うべきである。 (みなと総局経営部経営課) また、履行確認後 5 箇月程度(みなと総局神戸港管理事務所営繕課)のちに支払われている事例が見受けられた。</p> <p>請負人からの請求が遅れたことによるが、請負人と連携を密にし、支払に係る所定の手続を、すみやかに進められたい。</p>	<p>今後、支払い事務に遅延が生じないように、迅速な事務処理を行っていくとともに、請負人に対しても、請求事務を速やかに行うよう指導していく。</p> <p>上記事項について、それぞれ、平成 18 年 3 月 15 日(営繕課)、平成 18 年 5 月 12 日(経営課)の課内会議で周知徹底を行った。</p>	措置済
<p>(5)検査に関する事務について 請負代金支払の遅延 請負契約約款によると、請負代金は請負人の請求後 30 日以内に支払うことになっているにもかかわらず、遅延している事例が見受けられた。</p> <p>支払に係る手続は適正に行うべきである。 (交通局総務課) また、履行確認後 6 箇月程度(交通局施設管理課)、5 箇月程度のちに支払われている事例が見受けられた。</p> <p>請負人からの請求が遅れたことによるが、請負人と連携を密にし、支払に係る所定の手続を、すみやかに進められたい。</p>	<p>関係課との連携を図り、速やかな事務処理に努めていくよう 5 月 31 日に関係職員に文書で通知した。</p> <p>請負人との連携を密にし、支払いに係る所定の手続きを速やかにすすめる。4 月に課内回覧を行い周知した。</p>	措置済 措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(6)その他 書類日付の誤り 決議書等重要な書類の日付を間違えて記載されている以下のような事例が見受けられた。 適正な事務処理を行うべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・履行確認日を契約日に誤記した事例 (みなと総局神戸港管理事務所営繕課) 	<p>今後、書類への日付の記入に際し、十分注意し、適正な事務処理を行う。 上記事項について、平成18年3月15日の課内会議で周知徹底を行った。</p>	<p>措置済</p>
<p>(6)その他 書類日付の誤り 決議書等重要な書類の日付を間違えて記載されている以下のような事例が見受けられた。 適正な事務処理を行うべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約の日を現場着工した日に誤記した事例 (交通局施設管理課) 	<p>適正な事務処理を行うように4月に課内回覧を行い、担当職員への周知を行った。</p>	<p>措置済</p>